

## 寒川町障害者等のためのSOSネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等のためのSOSネットワーク事業（以下「事業」という。）を実施することにより、行方不明となった障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を早期に発見し、保護するとともに、その家族の精神的負担及び身体的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、次の掲げる者とする。

- (1) 65歳未満の障害者等
- (2) 町長が特に必要と認める者

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行方不明となった障害者等の早期発見及び保護に関すること。
- (2) 保護した障害者等の一時入所に関すること。
- (3) SOSネットワークの連絡網に関すること。
- (4) 事業の普及啓発に関すること。

(登録の届出)

第4条 事業に登録をしようとする対象者又はその保護者（以下「対象者等」という。）は、障害者等のためのSOSネットワーク事業登録届（第1号様式）により町長に届け出るものとする。

(登録の変更)

第5条 対象者等は、登録事項に変更が生じ、又は登録を抹消しようとするときは、速やかに町長に届け出るものとする。

(連絡拠点の設置)

第6条 事業を円滑かつ効率的に機能させるため、情報の連絡拠点を社会福祉法人翔の会入道雲に置く。

(費用)

第7条 障害者等の事業への登録及び検索に要する費用は、無料とする。

(検索の依頼)

第8条 障害者等の検索を依頼しようとする者は、SOSネットワーク連絡用紙（第2号様式）により茅ヶ崎警察署に届け出るものとする。

(一時入所施設)

第9条 保護した障害者等の一時入所施設は、社会福祉法人翔の会入道雲とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(残存用紙の使用)

- 2 この要綱の施行前に、旧要綱の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するもの限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

附 則（令和3年10月11日）

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。



障害者等のためのSOSネットワーク事業登録届

年 月 日

（宛先）寒川町長

住 所 寒川町.....  
ふりがな  
 氏 名 .....

本人との続柄.....

自宅電話 ..... (.....)

携帯電話 ..... (.....)

私は、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を警察に提供することに同意します。  
 また、検索時に必要な個人情報を関係機関に提供することに同意します。

登 録 者

ふりがな 氏 名	男 ・ 女
生年月日	年 月 日
住 所	寒川町
電 話	( )
特 徴	身長 : センチ 体格 : 太り気味 普通 やせ気味 頭 髪 : その他の特徴 :
行方不明歴 発見場所	
かかりつけ 医療機関	電話
病 名 服薬中の薬	
関係機関	利用している機関・施設に○をしてください。（複数可） 1 相談支援事業所 ( ) 2 民生委員児童委員 ( ) 3 社会福祉協議会 4 その他 ( )

※できれば写真（同じもの）を2枚添付してください。

SOSネットワーク連絡用紙

★ 実際にご家族がいなくなった時、次のように、警察に電話をしてください。

➡ 「SOSネットワークに登録している家族が、いなくなりました！」

登録届NO: 寒川		
本人の氏名(年齢)	( 歳)	
登録届用紙の内容 変更の有無	有り・無し	
➡ 迷った時の特徴	最後に本人を確認した 日時・場所・人	年 月 日( 曜日) AM・PM 時 分 どこで: 誰が:
	着衣 (種類・色・履物)	上 : 下 : 履物:
	荷物・所持金	
	住所・氏名	言える ・ 言えない
確認	防災無線の利用	利用する ・ 利用しない

注1: 警察でご家族を保護した場合、身元確認のための連絡をいたしますので、本人をご存じの方が自宅待機して下さい。

注2: 本人が見つかった時は、警察へご連絡下さい。

注3: 防災無線で、お名前を紹介することに支障がある場合は、ご相談下さい。

茅ヶ崎警察署 生活安全課

☎ 82-0110 (内線 261・265)